

「私立大学ガバナンス・コード」遵守状況報告書 概要

1. 法人名等

法人名	学校法人聖路加国際大学
法人代表者	理事長 佐々木新一
担当部署	法人事務局
お問合せ先	03-3543-6391

2. 「基本原則」及び「遵守原則」の遵守概況

基本原則	基本原則の遵守状況	遵守原則	遵守原則の遵守状況
1. 自律性の確保	「遵守」	1-1	「遵守」
2. 公共性の確保	「遵守」	2-1	「遵守」
		2-2	「遵守」
3. 信頼性・ 透明性の確保	「遵守」	3-1	「遵守」
		3-2	「遵守」
		3-3	「遵守」
4. 継続性の確保	「遵守」	4-1	「遵守」
		4-2	「遵守」

3. 遵守状況の確認フロー図

- ① 常任理事会 : 私大連ガバナンスコード〔第1.1版〕に基づき、
聖路加ガバナンス・コードの改定を審議
- ② 担当部署 : 遵守状況の確認・点検
- ③ 自己評価委員会 : 遵守状況の確認・点検
- ④ 法人事務局 : 報告書の作成
- ⑤ 大学運営会議 : 報告書（遵守状況の確認）
- ⑥ 常任理事会 : 報告書（遵守状況の確認）
- ⑦ 評議員会 : 聖路加ガバナンス・コードの改定および報告書（遵守状況の確認）
- ⑧ 理事会 : 聖路加ガバナンス・コードの改定および報告書の承認
- ⑨ 報告・公表 : 私大連へ報告・法人ホームページにて公開

「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況（取組状況）の詳細等

1. 各「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況の説明

基本原則「1. 自律性の確保」

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守方法に係る説明	寄附行為第3条に定める、「キリスト教精神に基づき、社会の情勢に適応する医療・看護・保健福祉・公衆衛生にかかわる教育を授ける私立大学および医療施設、ならびにその他の教育研究施設の設置・運営を通じ、人類へ奉仕すること」を目的とし、その使命を果たすために、大学における教育研究活動の維持発展に努め、また、附属の医療施設の適正な運営を図り、自律性を確保しながら学校法人を運営している。

遵守原則 1 - 1 教育研究目的の明確化、理解の獲得

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	キリスト教精神に基づき、看護保健・公衆衛生の領域において、その教育・学術・実践活動を通じて、国内外のすべての人の健康と福祉に貢献するという建学の精神を明示するとともに、法人全体に共通する価値観であるコアバリューとして『People-Centered Care(PCC)』を設定したうえで基本方針を策定し、2023年度から「中期計画2030」に基づき運営を進めている。本中期計画の進捗状況及び実施結果を公表することで、教育・研究・臨床が様々なステークホルダーの理解を得られるように取り組んでいる。

基本原則「2. 公共性の確保」

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守方法に係る説明	看護の実践と応用、看護学・公衆衛生学の理論および応用の教授研究により、その進歩発展に寄与する人材を育成するとともに、附属の医療施設を介して質の高い安全な医療を実践することで、社会や地域に貢献し、公共性を確保している。

遵守原則 2-1 有益な人材の育成

遵守状況	「遵守」
エクспレインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	大学の理念・建学の精神に基づき、人々の安寧と医療の質の改善に貢献する看護学・公衆衛生学の人材育成を目指している。これから迎える少子超高齢化社会では、急性期医療はもとより、地域・在宅医療に貢献できる人材育成が求められており、看護・公衆衛生の力を発揮して社会を変革する先駆者となる人材を育成している。また、リカレント教育として、「人生100年時代の生涯教育」を掲げ、取り組んでいる。

遵守原則 2-2 社会への貢献

遵守状況	「遵守」
エクспレインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	看護学・公衆衛生学に特化した大学に附属する特定機能病院において、高度医療を提供するとともに、臨床研修病院の役割も担っている。大学では教育・研究、病院では診療・研究と、それぞれの分野でその発展を目指し研鑽を積んでいる。また、聖路加健康ナビスポットをおき中央区との連携による健康講座の開催、病院の診療科による市民公開講座の主催等、様々な活動で地域へ貢献している。

基本原則「3. 信頼性・透明性の確保」

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守方法に係る説明	健全な法人運営を担保するため、広く社会からの信頼を得られるように努めており、第三者の認証評価や外部評価委員会からの意見に真摯に対応している。ガバナンス機能を向上させること及び積極的に教育研究活動や法人運営に係る様々な情報を公開することで、透明性を確保している。

遵守原則3-1 法令の遵守、社会貢献

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	監事監査規程および監事監査ガイドラインに基づき、適正かつ有効な監事監査を実施している。監事、会計監査人と内部統制・監査室による会議を設置し、監事間の連携を深め、更なる監査機能の充実を図っている。常勤監事は、理事会・評議員会以外の重要会議にも出席することで法人の課題を把握し、監査の実効性を高めている。

遵守原則3-2 理事会による執行、監督機能の実質化、不正防止制度整備

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	理事及び評議員、学長・院長の選解任の過程等は事業報告書等にて公表することで透明性を確保し、法務担当および法人担当の常勤理事により重要法令の遵守体制を整え、その周知徹底に努めている。常任理事会（監事も出席）におけるリスク報告・利益相反申告報告、不正防止計画推進会議（常勤監事も出席）における研究分野の不正行為予防の取り組み等を行っている。また、公益通報および個人情報保護に係る体制を整備し実効的に機能させている。

遵守原則3-3 積極的な情報公開

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	教育研究活動及び医療提供活動に係る情報は、体系的に公開している。法人では決算資料、大学では認証評価結果および点検報告、病院では国際的な医療機能評価(JCI)・看護の質評価(マグネット認証)の認定状況を公開することで、ステークホルダーの信頼を得ている。

基本原則「4. 継続性の確保」

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守方法に係る説明	寄附行為第3条に定める基本理念に基づき、その使命を永続的に果たすため、大学における教育研究活動および病院における医療提供活動の維持、継続並びに発展に努めている。中期計画に基づき、法人内の組織の見直しや、財政の安定化・経営の強化に向けた諸施策を進めている。

遵守原則4-1 大学運営に係る諸制度の実質化、自律的な大学運営

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	理事に委任する業務は寄附行為施行規則により定め、執行責任者として、教育・研究・人事・財務・法人・情報システム・キリスト教の担当理事を選任し、維持・発展に寄与するための戦略的な施策を計画・実施している。その進捗は、会議体や教職員サイトで適切に提供され、法人のビジョンとして共有している。また、役員や評議員に外部人材を積極的に登用し、自律性と相互牽制機能を高めている。

遵守原則4-2 財政基盤の安定化、経営基盤の強化

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	経営基盤の安定化を図るため、学生納付金以外の収入（病院経営の強化、産学連携の推進、補助金等外部資金の獲得等）を安定化させることによって、財政基盤の健全化、経営基盤の強化に努めている。寄附金募集については募金室を設置し、法人幹部会議を通じて寄附金募集の推進を図っている。経営的なレベルから職務プロセスのレベルまで様々な段階で存在するリスクを未然に防止するよう努め、危機発生時には連携して組織的に対応できる体制を整えている。